

令和 8 年第 5 回ひたちなか市
教育委員会 3 月臨時会

日 時 令和 8 年 3 月 3 0 日 (月)
午後 3 時
場 所 第 3 分庁舎 防災会議室 1 ・ 2

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- (1) 議案第 6 号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について
- (2) 議案第 7 号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について
- (3) 議案第 8 号 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について
- (4) 議案第 9 号 ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について
- (5) 議案第 1 0 号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- (6) 議案第 1 1 号 ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について
- (7) 議案第 1 2 号 ひたちなか市立学校の学校医等の委嘱について
- (8) 協議事項 2 ひたちなか市史編さん委員会設置規則の一部を改正する規則制定(案)について
- (9) 協議事項 3 ひたちなか市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定(案)について
- (10) 協議事項 4 令和 8 年度ひたちなか市食物アレルギー等対応支援金交付要綱の制定(案)について

4 その他

- (1) 3 月定例市議会における教育委員会関係事項について

5 閉 会

議案第 6 号

ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

事務局に、次に掲げる課を置く。

- (1) 教育政策課
- (2) 学校管理課
- (3) 保健給食課
- (4) 指導課
- (5) 青少年課

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

指導課	地域クラブ活動推進室
-----	------------

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

課名	分掌事務
教育政策課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 4 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事，身分，服務，研修及び福利厚生に関すること。 5 秘書事務に関すること。 6 教育行政に係る基本的施策の推進に関すること。 7 請願及び陳情の処理に関すること。 8 教育行政の相談に関すること。 9 公告式に関すること。 10 褒賞及び表彰に関すること。 11 公印の保管に関すること。 12 文書の収発，編さん及び保管に関すること。

	<p>1 3 教育財産の管理に関すること。</p> <p>1 4 学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>1 5 奨学資金に関すること。</p> <p>1 6 事務局内の総合調整に関すること。</p> <p>1 7 その他他の課の所管に属さないこと。</p>
学校管理課	<p>1 通学区域の設定及び変更並びにひたちなか市立小中学校等学区審議会に関すること。</p> <p>2 学齢児童生徒の就学並びに幼児の就園並びに児童生徒の入学，転学及び退学並びに幼児の入園，転園及び退園に関すること。</p> <p>3 学校教育及び教育に係る調査統計に関すること。</p> <p>4 教科用図書は無償給与に関すること。</p> <p>5 県費負担教職員の人事，給与，身分及び服務に関すること。</p> <p>6 教材教具の整備に関すること。</p> <p>7 学校の予算に関すること。</p> <p>8 学校用備品の整備に関すること。</p> <p>9 課内の庶務に関すること。</p> <p>1 0 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p>1 1 学校施設の維持補修に関すること。</p> <p>1 2 学校施設に係る用地の取得及び賃貸借に関すること。</p> <p>1 3 学校施設の使用に関すること。</p> <p>1 4 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>1 5 その他学校管理に関すること。</p>
保健給食課	<p>1 教職員及び児童生徒の健康診断に関すること。</p> <p>2 児童生徒の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に関すること。</p> <p>3 学校安全に関すること。</p> <p>4 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>5 学校保健及び学校給食諸団体の育成及び提携に関すること。</p> <p>6 学校給食の管理及び指導に関すること。</p> <p>7 その他学校保健及び学校給食に関すること。</p>
指導課	<p>1 学校教育の計画，経営及び評価並びに児童生徒の生徒指導に関すること。</p> <p>2 学校教育内容の助言及び指導並びに相談に関すること。</p> <p>3 教育課程及び学習指導並びに教育活動に関すること。</p>

	4 教職員の研修及び教育研究に関する事 5 教科用図書採択及びその他の教材の取扱いに関する事 6 教育支援委員会に関する事 7 教育研究所に関する事 8 学校運営協議会に関する事 9 その他教育指導に関する事
青少年課	1 青少年の健全育成等に関する事 2 放課後児童健全育成事業に関する事 3 青少年の体験活動の推進に関する事 4 青少年関係団体に対する支援に関する事 5 社会教育委員会議に関する事 6 子どもの遊び場に関する事 7 青少年の相談事業に関する事 8 地域学校協働活動に関する事

別表第2（第3条関係）

課名	室名	分掌事務
教育政策課	文化財室	1 文化財の調査、保存及び活用に関する事 2 文化財施設の設置及び管理に関する事 3 文化財保護審議会等各種委員会に関する事 4 史料の保存に関する事
指導課	地域クラブ 活動推進室	1 学校部活動の地域展開の推進に関する事 2 地域クラブ活動の認定、支援等に関する事 3 地域クラブ活動の指導者の登録、研修等に関する事

（ひたちなか市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 ひたちなか市教育委員会公印規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第11条第2項並びに別表第1及び別表第2中「総務課長」を「教育政策課長」に改める。

（ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則の一部改正）

第3条 ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則（平成6年教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会総務課」を「教育委員会事務局教育政策課」に改める。

（ひたちなか市博物館建設委員会設置規則の一部改正）

第4条 ひたちなか市博物館建設委員会設置規則（平成6年教育委員会規則第36

号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会総務課」を「教育委員会事務局教育政策課」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

旧		新		備考																						
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の表に掲げる課及び係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校管理課</td> <td>学務係 施設係</td> </tr> <tr> <td>保健給食課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青少年課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>文化財室</td> </tr> </tbody> </table>		課	係	総務課		学校管理課	学務係 施設係	保健給食課		指導課		青少年課		課	室	総務課	文化財室	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育政策課 (2) 学校管理課 (3) 保健給食課 (4) 指導課 (5) 青少年課</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>文化財室</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>地域クラブ活動推進室</td> </tr> </tbody> </table>		課	室	教育政策課	文化財室	指導課	地域クラブ活動推進室	
課	係																									
総務課																										
学校管理課	学務係 施設係																									
保健給食課																										
指導課																										
青少年課																										
課	室																									
総務課	文化財室																									
課	室																									
教育政策課	文化財室																									
指導課	地域クラブ活動推進室																									
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td></td> <td> 1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 <u>学校教育振興基本計画の策定に関すること。</u> 4 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 5 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 6 秘書事務に関すること。 7 <u>教育行政の基本的施策に関すること。</u> 8 請願及び陳情の処理に関すること。 9 教育行政の相談に関すること。 10 公告式に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>		課名	係名	分掌事務	総務課		1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 <u>学校教育振興基本計画の策定に関すること。</u> 4 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 5 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 6 秘書事務に関すること。 7 <u>教育行政の基本的施策に関すること。</u> 8 請願及び陳情の処理に関すること。 9 教育行政の相談に関すること。 10 公告式に関すること。	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td> 1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 4 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 5 秘書事務に関すること。 6 <u>教育行政に係る基本的施策の推進に関すること。</u> 7 請願及び陳情の処理に関すること。 8 教育行政の相談に関すること。 9 公告式に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>		課名	分掌事務	教育政策課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 4 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 5 秘書事務に関すること。 6 <u>教育行政に係る基本的施策の推進に関すること。</u> 7 請願及び陳情の処理に関すること。 8 教育行政の相談に関すること。 9 公告式に関すること。													
課名	係名	分掌事務																								
総務課		1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 <u>学校教育振興基本計画の策定に関すること。</u> 4 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 5 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 6 秘書事務に関すること。 7 <u>教育行政の基本的施策に関すること。</u> 8 請願及び陳情の処理に関すること。 9 教育行政の相談に関すること。 10 公告式に関すること。																								
課名	分掌事務																									
教育政策課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 総合教育会議に関すること。 3 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 4 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。 5 秘書事務に関すること。 6 <u>教育行政に係る基本的施策の推進に関すること。</u> 7 請願及び陳情の処理に関すること。 8 教育行政の相談に関すること。 9 公告式に関すること。																									

		<p><u>1.1</u> 褒賞及び表彰に関すること。</p> <p><u>1.2</u> 公印の保管に関すること。</p> <p><u>1.3</u> 文書の収発，編さん及び保管に関すること。</p> <p><u>1.4</u> 教育財産の管理に関すること。</p> <p><u>1.5</u> 奨学資金に関すること。</p> <p><u>1.6</u> 事務局内の総合調整に関すること。</p> <p><u>1.7</u> その他の他の課の所管に属さないこと。</p>			<p><u>1.0</u> 褒賞及び表彰に関すること。</p> <p><u>1.1</u> 公印の保管に関すること。</p> <p><u>1.2</u> 文書の収発，編さん及び保管に関すること。</p> <p><u>1.3</u> 教育財産の管理に関すること。</p> <p><u>1.4</u> <u>学校の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p><u>1.5</u> 奨学資金に関すること。</p> <p><u>1.6</u> 事務局内の総合調整に関すること。</p> <p><u>1.7</u> その他の他の課の所管に属さないこと。</p>
学校管理課	学務係	<p><u>1</u> <u>学校の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p><u>2</u> 通学区域の設定及び変更並びにひたちなか市立小中学校等学区審議会に関すること。</p> <p><u>3</u> 学齢児童生徒の就学並びに幼児の就園並びに児童生徒の入学，転学及び退学並びに幼児の入園，転園及び退園に関すること。</p> <p><u>4</u> 学校教育及び教育に係る調査統計に関すること。</p> <p><u>5</u> 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p><u>6</u> 県費負担教職員の人事，給与，身分及び服務に関すること。</p> <p><u>7</u> 教材教具の整備に関すること。</p> <p><u>8</u> 学校の予算に関すること。</p> <p><u>9</u> 学校用備品の整備に関すること。</p> <p><u>1.0</u> 課内の庶務に関すること。</p> <p><u>1.1</u> その他学校管理に関すること。</p>	学校管理課	<p><u>1</u> 通学区域の設定及び変更並びにひたちなか市立小中学校等学区審議会に関すること。</p> <p><u>2</u> 学齢児童生徒の就学並びに幼児の就園並びに児童生徒の入学，転学及び退学並びに幼児の入園，転園及び退園に関すること。</p> <p><u>3</u> 学校教育及び教育に係る調査統計に関すること。</p> <p><u>4</u> 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p><u>5</u> 県費負担教職員の人事，給与，身分及び服務に関すること。</p> <p><u>6</u> 教材教具の整備に関すること。</p> <p><u>7</u> 学校の予算に関すること。</p> <p><u>8</u> 学校用備品の整備に関すること。</p> <p><u>9</u> 課内の庶務に関すること。</p>	
	施設係	<p><u>1</u> 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p><u>2</u> 学校施設の維持補修に関すること。</p> <p><u>3</u> 学校施設に係る用地の取得及び賃貸借に関すること。</p> <p><u>4</u> 学校施設の使用に関すること。</p> <p><u>5</u> 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p><u>6</u> その他<u>学校施設</u>に関すること。</p>		<p><u>1.0</u> 学校施設の整備計画に関すること。</p> <p><u>1.1</u> 学校施設の維持補修に関すること。</p> <p><u>1.2</u> 学校施設に係る用地の取得及び賃貸借に関すること。</p> <p><u>1.3</u> 学校施設の使用に関すること。</p> <p><u>1.4</u> 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p><u>1.5</u> その他<u>学校管理</u>に関すること。</p>	

保健給食課		<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員及び児童生徒の健康診断に関する事 と。 2 児童生徒の就学援助費及び特別支援教育就学 奨励費に関する事。 3 学校安全に関する事。 4 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する 事。 5 学校保健及び学校給食諸団体の育成及び提携 に関する事。 6 学校給食の管理及び指導に関する事。 7 その他学校保健及び学校給食に関する事。 	保健給食課		<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員及び児童生徒の健康診断に関する事 と。 2 児童生徒の就学援助費及び特別支援教育就学 奨励費に関する事。 3 学校安全に関する事。 4 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関する 事。 5 学校保健及び学校給食諸団体の育成及び提携 に関する事。 6 学校給食の管理及び指導に関する事。 7 その他学校保健及び学校給食に関する事。 	
指導課		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の計画，経営及び評価並びに児童生 徒の生徒指導に関する事。 2 学校教育内容の助言及び指導並びに相談に関 する事。 3 教育課程及び学習指導並びに教育活動に関す る事。 4 教職員の研修及び教育研究に関する事。 5 教科用図書の採択及びその他の教材の取扱い に関する事。 6 教育支援委員会に関する事。 7 教育研究所に関する事。 8 学校運営協議会に関する事。 9 その他教育指導に関する事。 	指導課		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の計画，経営及び評価並びに児童生 徒の生徒指導に関する事。 2 学校教育内容の助言及び指導並びに相談に関 する事。 3 教育課程及び学習指導並びに教育活動に関す る事。 4 教職員の研修及び教育研究に関する事。 5 教科用図書の採択及びその他の教材の取扱い に関する事。 6 教育支援委員会に関する事。 7 教育研究所に関する事。 8 学校運営協議会に関する事。 9 その他教育指導に関する事。 	
青少年課		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の健全育成等に関する事。 2 放課後児童健全育成事業に関する事。 3 青少年の体験活動の推進に関する事。 4 青少年関係団体に対する支援に関する事。 5 社会教育委員会議に関する事。 6 子どもの遊び場に関する事。 7 青少年の相談事業に関する事。 8 地域学校協働活動に関する事。 	青少年課		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の健全育成等に関する事。 2 放課後児童健全育成事業に関する事。 3 青少年の体験活動の推進に関する事。 4 青少年関係団体に対する支援に関する事。 5 社会教育委員会議に関する事。 6 子どもの遊び場に関する事。 7 青少年の相談事業に関する事。 8 地域学校協働活動に関する事。 	




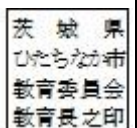
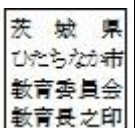


別表第2（第3条関係）





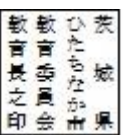

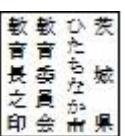
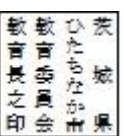
課名	室名	分掌事務
総務課	文化財室	1 文化財の調査，保存及び活用に関すること。 2 文化財施設の設置及び管理に関すること。 3 文化財保護審議会等各種委員会に関すること。 4 史料の保存に関すること。

別表第2（第3条関係）

課名	室名	分掌事務
教育政策課	文化財室	1 文化財の調査，保存及び活用に関すること。 2 文化財施設の設置及び管理に関すること。 3 文化財保護審議会等各種委員会に関すること。 4 史料の保存に関すること。
指導課	地域クラブ 活動推進室	1 <u>学校部活動の地域展開の推進に関すること。</u> 2 <u>地域クラブ活動の認定，支援等に関すること。</u> 3 <u>地域クラブ活動の指導者の登録，研修等に関すること。</u>

ひたちなか市教育委員会公印規則新旧対照表（第2条関係）

旧						新						備考
(公印台帳) 第8条 総務課長は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。 (公印の印影印刷) 第11条 略 2 印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ総務課長が保管するものとする。 別表第1（第4条関係） 一般公印						(公印台帳) 第8条 教育政策課長は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。 (公印の印影印刷) 第11条 略 2 印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ教育政策課長が保管するものとする。 別表第1（第4条関係） 一般公印						
公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	
茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方45	教育委員会名をもつてする文書	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方45	教育委員会名をもつてする文書	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方27	教育委員会名をもつてする文書	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方27	教育委員会名をもつてする文書	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方21	教育長名をもつてする文書	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方21	教育長名をもつてする文書	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会教育長職務代理人之印		古印体	方21	教育長職務代理人名をもつてする文書	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会教育長職務代理人之印		古印体	方21	教育長職務代理人名をもつてする文書	教育政策課長	
略						略						

旧						新						備考
別表第2（第4条関係） 専用公印						別表第2（第4条関係） 専用公印						
公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	
茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方45	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方45	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方27	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会之印		古印体	方27	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方45	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方45	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	教育政策課長	
茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方21	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	総務課長	茨城県ひたちなか市教育委員会教育長之印		古印体	方21	賞状，表彰状，感謝状その他褒賞用	教育政策課長	
略						略						

ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則新旧対照表（第3条関係）

旧	新	備考
<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策課</u>において処理する。</p>	

ひたちなか市博物館建設委員会設置規則新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策課</u>において処理する。</p>	

議案第7号

ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について

ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。

令和8年 3月30日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会訓令第 号

ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令

(ひたちなか市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第1条 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程(平成6年教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「総務課係長」を「教育政策課係長」に改める。

第9条及び第10条中「総務課」を「教育政策課」に改める。

(ひたちなか市教育委員会事務局決裁規程の一部改正)

第2条 ひたちなか市教育委員会事務局決裁規程(平成11年教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第9条の表中「総務課長」を「教育政策課長」に改める。

別表第2中「総務課」を「教育政策課」に改める。

(ひたちなか市教育課題検討会設置要綱の一部改正)

第3条 ひたちなか市教育課題検討会設置要綱(平成23年教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「教育委員会事務局総務課長」を「教育委員会事務局教育政策課長」に改める。

第6条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教育政策課」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市教育委員会事務局処務規程新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(文書の收受等)</p> <p>第6条 事務局に送達された文書は、<u>総務課係長</u>が收受し、ひたちなか市文書取扱規程の例によりこれを処理するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(令達番号簿への登録)</p> <p>第9条 原議書のうち法規文書、公示文書及び令達文書は、<u>総務課</u>において令達番号簿に登録しなければならない。</p> <p>(文書の発送)</p> <p>第10条 文書の発送は、<u>総務課</u>において行うものとする。ただし、主務者において直接宛て先に使送し、又は会議において配布する等の措置をとることができる。</p>	<p>(文書の收受等)</p> <p>第6条 事務局に送達された文書は、<u>教育政策課係長</u>が收受し、ひたちなか市文書取扱規程の例によりこれを処理するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(令達番号簿への登録)</p> <p>第9条 原議書のうち法規文書、公示文書及び令達文書は、<u>教育政策課</u>において令達番号簿に登録しなければならない。</p> <p>(文書の発送)</p> <p>第10条 文書の発送は、<u>教育政策課</u>において行うものとする。ただし、主務者において直接宛て先に使送し、又は会議において配布する等の措置をとることができる。</p>	

ひたちなか市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（第2条関係）

旧				新				備考
(代決) 第9条 代決は、次の表によりこれを行う。ただし、代決する者が不在のときは、同表に定めるところにより措置することができる。				(代決) 第9条 代決は、次の表によりこれを行う。ただし、代決する者が不在のときは、同表に定めるところにより措置することができる。				
決裁責任者	代決する者	代決する者が不在のとき	備考	決裁責任者	代決する者	代決する者が不在のとき	備考	
教育長	教育部長	総務課長		教育長	教育部長	教育政策課長		
略				略				
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）				
課	事項	専決者		課	事項	専決者		
		教育部長	課長			教育部長	課長	
総務課	1 事務局，学校その他教育機関職員（県費負担教職員を除く。）の人事，身分，服務，研修及び福利厚生に関する事項	○		教育政策課	1 事務局，学校その他教育機関職員（県費負担教職員を除く。）の人事，身分，服務，研修及び福利厚生に関する事項	○		
	2 褒賞及び表彰に関する事項	○			2 褒賞及び表彰に関する事項	○		
	3 叙位及び叙勲の申請に関する事項	○			3 叙位及び叙勲の申請に関する事項	○		
	4 教育財産の管理に関する事項	○			4 教育財産の管理に関する事項	○		
	5 奨学資金に関する事項		○		5 奨学資金に関する事項		○	
	6 文化財の保存及び公開に関する事項		○		6 文化財の保存及び公開に関する事項		○	
	7 文化財施設の管理に関する事項		○		7 文化財施設の管理に関する事項		○	
	8 埋蔵文化財の調査，研究及び公開に関する事項		○		8 埋蔵文化財の調査，研究及び公開に関する事項		○	
	9 埋蔵文化財並びにその資料の収集，整理及び保存に関する事項		○		9 埋蔵文化財並びにその資料の収集，整理及び保存に関する事項		○	
	10 埋蔵文化財の活用及び知識の普及に関する事項		○		10 埋蔵文化財の活用及び知識の普及に関する事項		○	
略				略				

ひたちなか市教育課題検討会設置要綱新旧対照表（第3条関係）

旧	新	備考
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会員は、次に掲げる者のうちから会長が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育委員会事務局総務課長</u></p> <p>(3) ～ (1 2) 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 検討会の庶務は、<u>教育委員会事務局総務課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会員は、次に掲げる者のうちから会長が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育委員会事務局教育政策課長</u></p> <p>(3) ～ (1 2) 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 検討会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策課</u>において処理する。</p>	

議案第 8 号

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱
の一部を改正する告示について

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の一部を改正
する告示を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会告示第 号

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱
の一部を改正する告示

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱（令和7年教
委告示第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教育政策課」に改め
る。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱新旧対照表

旧	新	備考
<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局総務課</u>文化財室において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策課</u>文化財室において処理する。</p>	

議案第 9 号

ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則

ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則（平成6年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「転学通知書」を「転入学通知書」に改める。

第11条第1項中「指定学校変更・区域外就学許可期間満了通知書（様式第13号）」を「指定学校変更許可満了通知書（様式第13号）又は区域外就学許可期間満了通知書（様式第13号の2）」に改め、同条第2項中「転学通知書」を「転入学通知書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

学齡簿

学齡児童生徒氏名		現住所		性別	生年月日		
保護者氏名		現住所		行政区			
				続柄			
前住所				転出先住所			
就学	小学校	学校名		異動事項		区分	
		入学年月日				就学状況	
		卒業年月日					
	中学校	学校名		異動事項		区分	
		入学年月日				就学状況	
		卒業年月日					
不就学	猶予	許可年月日		免除	許可年月日		
		事由			事由		
		期間					
督促	督促日校長			督促日教委			
備考							

様式第 7 号の 2 を次のように改める。

年 月 日

様

ひたちなか市教育委員会 印

転入学通知書

下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

お問い合わせ先

様式第9号を次のように改める。

年 月 日

様

ひたちなか市教育委員会 印

指定学校変更許可（通知）書

下記のとおり指定学校変更に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

様式第 1 1 号から様式第 1 3 号までを次のように改める。

様

ひたちなか市教育委員会 印

区域外就学協議書

下記の区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令第 9 条第 2 項により協議します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
() 住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

お問い合わせ先

様

ひたちなか市教育委員会 印

区域外就学許可書

下記のとおり区域外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

年 月 日

様

ひたちなか市教育委員会 印

指定学校変更許可満了通知書

下記の指定外就学申請について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定就学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

許可期間が満了となりましたので、上記転入学手続き期限までに転入学の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

様式第 1 3 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

様

ひたちなか市教育委員会 印

区域外就学許可期間満了通知書

下記の区域外就学について許可期間が満了したことを通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定就学校		学年	
現在籍校		学年	
就学期間			
転入学手続き期限			
備考			

許可期間が満了となりましたので、上記転入学手続き期限までに居住地の教育委員会で転入学の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

様式第 20 号を次のように改める。

年 月 日

様

ひたちなか市教育委員会 印

就学猶予・就学免除許可書

下記の児童生徒の就学猶予・就学免除を決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

お問い合わせ先

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和8年 3月30日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋本光徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則(平成6年教委規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「, 情報教育アドバイザー」を削り, 同条第2項の表情報教育アドバイザーの項を削る。

第6条中第1項中「次のとおり」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改め, 同項各号を削り, 同条第2項第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

付 則

この規則は, 令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則新旧対照表

旧	新	備考														
<p>(その他の職員)</p> <p>第5条 研究所に、<u>情報教育アドバイザー</u>、教育相談員及び研究推進員を置く。</p> <p>2 前項に掲げる職員は、所長の命を受け、それぞれ次の表に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">処理する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>情報教育アドバイザー</u></td> <td style="text-align: center;"><u>情報教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談員</td> <td style="text-align: center;">教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究推進員</td> <td style="text-align: center;">教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1項に掲げる職員は、前項の表に掲げる事務のほか、必要に応じて所長が指示する事務を処理する。</p> <p>(開所時間及び休日)</p> <p>第6条 研究所の開所時間は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで</u></p> <p>(2) <u>土曜日 午前9時から午後零時まで</u></p> <p>2 研究所の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認める場合には、開所時間及び休日を変更することができる。</p>	職名	処理する事務	<u>情報教育アドバイザー</u>	<u>情報教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務</u>	教育相談員	教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務	研究推進員	教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務	<p>(その他の職員)</p> <p>第5条 研究所に、教育相談員及び研究推進員を置く。</p> <p>2 前項に掲げる職員は、所長の命を受け、それぞれ次の表に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">処理する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談員</td> <td style="text-align: center;">教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究推進員</td> <td style="text-align: center;">教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1項に掲げる職員は、前項の表に掲げる事務のほか、必要に応じて所長が指示する事務を処理する。</p> <p>(開所時間及び休日)</p> <p>第6条 研究所の開所時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p>2 研究所の休日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認める場合には、開所時間及び休日を変更することができる。</p>	職名	処理する事務	教育相談員	教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務	研究推進員	教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務	
職名	処理する事務															
<u>情報教育アドバイザー</u>	<u>情報教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務</u>															
教育相談員	教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務															
研究推進員	教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務															
職名	処理する事務															
教育相談員	教育に関する相談並びに教育相談及び生徒指導に関する研修に係る事務															
研究推進員	教育に関する研究、研修及び指導、助言等に係る事務															

議案第 1 1 号

ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市学校運営協議会規則（令和3年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「教育目標及び学校経営計画」を「教育課程の編成」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「教育課程の編成」を「教育目標及び学校経営計画」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市学校運営協議会規則新旧対照表

旧	新	備考
<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第13条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、対象学校の運営に関し、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>教育目標及び学校経営計画</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>教育課程の編成</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>組織編成</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>施設の管理及び施設、設備等の整備</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項</u>に関すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第13条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、対象学校の運営に関し、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>教育課程の編成</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>教育目標及び学校経営計画</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>組織編成</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>施設の管理及び施設、設備等の整備</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項</u>に関すること。</p> <p>2・3 略</p>	

協議事項 2 ひたちなか市史編さん委員会設置規則の一部を改正する規則制定(案)
について

ひたちなか市史編さん委員会設置規則新旧対照表（第25条関係）

旧	新	備考
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>教育政策課</u>において処理する。</p>	

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	大内 聖仁議員 (未来ひたちなか)	(4) 子育て環境の充実と生涯にわたる学びの推進について ②公立学童クラブについて 課題に対するこれまでの取り組みと今後の対応について	公立学童クラブの課題として、近年、利用児童の増加に伴い、当初申込において待機児童が生じている。待機児童の解消に向けては、随時利用調整を行いながら、空き教室の活用や特別教室のタイムシェアなどによるクラスの増設のほか、シルバー人材センターからの派遣により支援員を確保し、受け入れ体制の拡大に取り組んできた。 運営体制としては、対象学年の6年生までの拡大、長期休業期間の開設時間の前倒し、平日の終了時間延長のほか、入退室管理アプリの導入や入退会申請、お弁当の発注・支払の電子化など、ICTの活用によりサービス内容を拡充し、さらなる利便性の向上を図ってきた。 また、近年増えている支援が必要な児童への対応については、民間の障害福祉サービス事業所の有資格者から専門的な助言・指導を受け、学校生活にも良い影響があるなど成果を上げている。 今後については、支援員に対する研修内容の充実や自ら振り返るためのチェックシートの活用などを通して、各自のレベルアップを図りながら、支援員全体の底上げにより、さらなる支援体制の充実に取り組んでいく。	青少年課
2	大内 聖仁議員 (未来ひたちなか)	③部活動の地域展開について 1 部活動の現状の課題と今後のスケジュール 2 地域クラブに対する補助	1 地域クラブ活動認定・準認定制度を導入することとし、既存の部活動になかった多種多様なジャンルも含めた地域クラブの募集を進めている。課題は、受入れ団体の確保が重要であると認識している。今後のスケジュールは、新年度から休日の地域クラブ活動のスタートに向け、認定団体・準認定団体の情報を、生徒・保護者に対して、今月下旬から一斉に周知予定。 2 地域クラブ活動団体への補助は、認定団体への運営支援を行う「地域クラブ活動費支援補助金」として、令和8年度当初予算に計上している。費用負担は、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担することが国から示されている。	指導課
3	大内 聖仁議員 (未来ひたちなか)	④学校給食について ・物価高騰が続く中でも、質を落とすことなく良質な給食の提供が必要と考えるが、今後の見通しについて伺う。	食料品価格等の物価高騰については、依然として高い水準で推移しており、学校給食の食材も、同様に価格の上昇が続いているが、給食の質を低下させることなく提供するため、高騰分を市が負担することにより保護者負担額を据え置いている。 令和8年4月からは、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が実施され、公立の小・中学校段階を対象に、食材費に充てる経費として、児童1人当たり月額5,200円を基準に、5月1日現在の在籍児童数に応じた額が給食を実施する市町村へ交付されることになるが、必要な食材を確保するために十分な額とは言えない状況であり、不足が見込まれる部分については、保護者から徴収することも可能とされているが、保護者負担を求めることなく、市負担で賄うこととしてしている。 今後も、食材費の高騰が続く中でも、栄養価を保ち、工夫を凝らしながら、良質で特色のある給食を引き続き提供できるよう取り組んでいく。	保健給食課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
4	大内 聖仁議員 (未来ひたちなか)	(5)快適な暮らしを支える生活環境と都市基盤の整備 ①新中央図書館について 新中央図書館整備の今後のスケジュールについて伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについては、設計業務が今月中に完了する見込みとなっており、令和8年度は速やかに建設工事の発注手続きを進め、着工から約2年間で建設工事を完了させる予定である。 ・駐車場や東西の玄関前の広場などを整備する外構工事については、令和9年度の発注を予定している。 ・工事完了後は、現在の図書館からの移転作業や開館準備を行い、令和10年度中の開館を目指していく。 ・建設工事に併せ、開館に向けては、図書館サービスや利用のルール、シビックリングの効果的な活用のほか、ボランティアなど市民が図書館に関われる仕組みづくりなど、運営面に関する検討も引き続き進めていく。 	中央図書館
5	井坂涼子議員 (新生ふるさと21)	(4) 子育て環境の充実と生涯にわたる学びの推進について ①児童生徒のキャリア形成について 令和8年度から新たに「ひたちなかふるさと体験プログラム」の内容、目的、学校現場との連携の在り方について伺いたい。	<p>市は児童生徒の学ぶ意欲向上や進路選択幅の拡大、シビックプライド醸成を目的に「キャリア探検ラリー」「ふるさと検定」を実施してきた。令和8年度から「ふるさと体験プログラム」を加え、3事業を一体的に推進する。</p> <p>「ふるさと体験プログラム」は、校外学習等での市内の自然、食、歴史等の地域資源を体験的に学び、郷土への理解を深めるものである。魚市場での見学・調理体験など13のプログラムを作成し、デジタルリーフレットとして市内各校へ配布する。教育委員会は各校の立案時の相談や関係機関との調整など、必要なサポートを行い、キャリア形成を支援する。</p>	指導課
6	井坂涼子議員 (新生ふるさと21)	②インクルーシブ教育の推進について 1 介助員や学校看護師の配置は十分であるか。 2 現場のニーズをどのように把握し、今後どのように対応していくのか。	<p>1 令和7年度は特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、学校からの申請を踏まえ、特に支援の必要性の高い児童生徒に対し、特別支援学級の担任だけでは十分な支援が難しいため、介助員87名と学校看護師2名を配置している。配置に当たり、児童生徒の実態やニーズを踏まえ、介助の必要な程度に応じて、介助員1名が児童生徒1名ないし複数名に対応できるように配置している。来年度は、医療的ケアを必要とする児童の増加に伴い、学校看護師の増配を予定。特別支援学級の担任と介助員・学校看護師が適切に役割を分担することにより教育活動に必要な体制を確保できているものと認識している。</p> <p>2 介助員や学校看護師のニーズについては、学校からの申請を基に、学校訪問を通しての児童生徒の実態調査、介助員等からの聞き取り、幼児教育施設との情報交換を丁寧に行いながら把握している。学校現場からは、合理的配慮の在り方や、介助の在り方に関する専門的な助言を求める声も挙がっているため、今後も特別支援学校の巡回相談等を活用し助言を求めていくが、インクルーシブ教育の推進には、教職員一人一人が特別な支援を要する児童生徒を支える当事者であるとの意識を更に高めていく必要がある。各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした会議・研修を通して、課題等の共有していく。各学校においては、コーディネーターを中心に校内研修を重ね、全教職員が特別支援教育の実践的スキルを高めることで、インクルーシブ教育の推進を図っていく。</p>	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
7	井坂涼子議員 (新生ふるさと21)	③不登校対策について 1 教育相談員体制の見直しはどのような見直しなのか 2 校内フリースクールの現状と課題 3 教育研究所(いちょう広場)の移転理由とメリット	1 これまで活動場所ごとに分かれていた「教育相談員」や「心の教室相談員」などの各種支援員を、令和8年度より「派遣型教育相談員」へ統合する。一人の支援員が学校と家庭の両方で活動できる体制に改め、情報共有の不足や担当変更による課題を解消する。併せて「教育相談コーディネーター」を新設し、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援の提供を目指す。 2 市内4校の校内フリースクールでは、一時的な利用により教室復帰や登校増につながる成果が出ている。一方で、継続的な利用者は不登校児童生徒全体の約1割に留まっており、家庭で過ごす「充電期」や「回復期」の子どもへのアプローチが課題である。今後は派遣型相談員の活用や、民間団体・保護者との連携を強化し、誰もが安心して過ごせる支援体制の構築に努めていく。 3 教育研究所の老朽化に伴い、「いちょう広場」を利便性の高いヘルス・ケア・センターへ移転する。移転先は公共交通機関でのアクセスが良く、施設内の「みんなの未来支援室」と連携することで、ソーシャルスキルトレーニング等の支援充実が期待できると考えている。移転後も学校との直接的な連携体制は維持されるため、支障なく円滑な支援の継続が可能であると考えている。	指導課
8	井坂涼子議員 (新生ふるさと21)	④部活動の地域展開について 1 地域クラブ認定制度とはどのような制度か 2 持続可能な運営体制構築をどのように行うのか	1 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」を受け、安全安心な活動環境づくりとして、地域クラブ運営団体に対し、地域クラブ活動認定制度を4月から導入。主な要件は、生徒へのハラスメントの防止の徹底や、心や体の負荷を適切なものとするための活動日数や活動時間の制限など。また、本市独自に、団体の規約や年間計画の提出を求めないなど、認定要件を一部緩和した準認定制度も導入。この準認定制度により、部活動の枠にとらわれない多種多様な団体も参入しやすくなり、生徒の体験の場が更に拡充されることを期待している。 2 認定地域クラブ・準認定地域クラブの運営団体に対して、中学校施設の優先利用や市ホームページ等による広報支援などを行う。運営団体との定期的なヒアリングを通して、現場の活動状況を確認し、指導者が不足している団体に対しては兼職兼業を希望している教職員や県人材バンクの登録者とのマッチングを支援する。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
9	鎌田 政人議員 (日新クラブ)	(4) 子育て環境の充実と生涯にわたる学びの推進について ③児童生徒のキャリア形成について キャリア形成に向けた3つの取組の概要を説明してほしい。	キャリア形成として、次の3事業を推進していく。 ひたちなかキャリア探検ラリーは、令和7年度、52事業所の協力により、小4から中2に延べ635人が産業現場を体験した。今後も協力事業所を拡充し、進路選択の幅を広げていく。 ひたちなかふるさと検定は、令和7年度から実施。児童や市民や2千問超の問題を公募し、検定大会を開催した。郷土への理解を深める場として、内容をブラッシュアップしていく。 ひたちなかふるさと体験プログラムは、令和8年度からスタートしていく事業。地域の自然や食、歴史を学ぶ13のデジタルリーフレットを作成。企業による生態系保全活動の調査など、校外学習の実体験を通じた学びを強化していく。	指導課
10	鎌田 政人議員 (日新クラブ)	③ICT教育の推進について	本市では、全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用した授業の実施割合が令和7年度には小中学校ともに100%となり、活用は定着してきている。一方で、市独自調査では、児童生徒がタブレット端末を活用する授業は毎時間34%、週に数回44%にとどまり、協働的な学びへの活用は十分とは言えない状況である。このため、学習支援アプリの効果的な活用など、具体的な指導法に関する教員研修を充実させていく。あわせて、端末は令和8年度前半に県の共同調達により更新し、夏休み明けの円滑な運用開始を目指すとともに、ICT支援員による学校訪問を継続し、教員の指導力向上に努めていく。	指導課
11	鎌田 政人議員 (日新クラブ)	④部活動の地域展開について 1 学校・地域団体等関係各所への周知の現状と今後の取組 2 地域団体との連携の具体的な取組	1 地域展開に至る経緯や本市の準備の進捗状況、プレ活動などの情報を生徒、保護者や教職員に向けてチラシの配付や動画の掲載などを行っている。地域団体に対しては、スポーツ協会や文化協会、スポーツ少年団の総会など各団体が集まる機会を捉えて説明会を実施。しかし、「現場に十分浸透していない」との声があることも耳にしている。引き続き、今後の地域クラブ活動の在り方や団体の紹介などの情報を発信するとともに、学校からも地域の多種多様な活動団体に関する情報等を提供できるよう努めていく。 2 令和8年4月から、より組織的で実効性のある事業展開を期して、新たに「地域クラブ活動推進室」を設置し、地域クラブの活動状況の視察や団体とのヒアリングを不断に行い、課題やニーズを的確に把握し支援に活かす。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
12	鎌田 政人議員 (日新クラブ)	(5)快適な暮らしを支える生活環境と都市基盤の整備について ①新中央図書館について 新中央図書館の特徴と今後のスケジュールについて伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新中央図書館の特徴は、設計にあたり、「心地よい緑の中で、ひたちなかの魅力に出会える、交流・情報・創造拠点」をコンセプトにした。 ・豊かな緑に囲まれた環境を活かし、館内のどこからでも公園の緑が感じられ、明るく、快適な空間となるよう館内の設計をした。 ・公園との一体的な整備を図り、勝田駅側と公園側にそれぞれ玄関と広場を設け、「まち」や「公園」とつながる図書館としていく。 ・「シビックリング」では、本や資料の展示だけでなく、市の魅力や情報発信を行う空間としても活用していく。 ・1階は児童やティーンズ、新聞雑誌や飲食休憩エリアなどを適度な距離で配置し、2階は郷土資料や学習エリアなど落ち着いたエリアとし、様々な世代の方に多様な過ごし方をしていただける図書館としていく。 ・今後のスケジュールについては、設計業務が今月中に完了する見込みとなっており、令和8年度は速やかに建設工事の発注手続きを進め、着工から約2年間で建設工事を完了させる予定である。 ・駐車場や東西の玄関前の広場などを整備する外構工事については、令和9年度の発注を予定している。 ・工事完了後は、現在の図書館からの移転作業や開館準備を行い、令和10年度中の開館を目指していく。 ・開館に向けては、図書館サービスや利用のルール、シビックリングの効果的な活用のほか、ボランティアなど市民が図書館に関われる仕組みづくりなど、運営面に関する検討も引き続き進めていく。 	中央図書館
13	雨澤 正議員 (公明党議員団)	5 子育て環境の充実と生涯にわたる学びの推進について (4)公立学童クラブについて 申し込み数の現状と、特別な支援を必要とする児童の現状と課題について	<p>令和8年度の公立学童クラブの申込状況につきましては、2月末現在で2,410件となり、令和7年度より約50件増加している。また、待機児童も一定数発生する見込みだが、多い学校でも10名前後であり、4月以降の利用調整により、例年通り夏休み前には解消できるものと考えている。</p> <p>次に、特別な支援を必要とする児童の受け入れについては、公立学童クラブにおいて集団生活に課題のある児童は年々増加しており、その支援策として、令和6年度より要配慮児童相談支援事業を実施している。この事業は、民間の有資格者と連携し、保護者との面談への同席のほか、対象児童への支援方法や集団生活に適応しやすい環境整備などについて、助言・指導をいただくもので、学校生活にも良い影響があるなど、成果を上げている。令和7年度は、この事業を活用した支援員の研修を拡充したことにより、支援員の意識にも変化が見られ、支援体制の向上が図られている。今後も児童一人一人がより良い放課後となるよう、継続して実施したいと考えている。</p>	青少年課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
14	雨澤 正議員 (公明党議員団)	(5)ICT教育の推進について	本市では、令和2年度より1人1台端末の整備を進め、ICT活用を推進しており、令和7年度には授業での活用が小中学校ともに100%となるなど定着が進んでいる。一方で、児童生徒の端末活用は毎時間34%にとどまり、協働的な学びへの活用は課題と認識している。このため、ICT支援員の学校訪問を通じた個別研修を充実させ、教員の指導力向上を図っていく。また、端末の破損対策として予備機による即時対応を継続するとともに、次期末末は堅牢なモデルを導入し、学びを止めない環境を整備していく。さらに、生成AIも見据えた情報モラル教育の充実に努めていく。	指導課
15	雨澤 正議員 (公明党議員団)	(6)インクルーシブ教育の推進について ①インクルーシブ教育の推進に向けた具体的な取組は ②差別をしない子どもの育成のための取組は	①障害の有無や国籍、性別などの多様性を尊重し、差別なく共に学ぶ環境を整備することは教職員の重要な責務である。具体的な取り組みとして、特別支援学級での指導を確保しつつ、介助員や学校看護師を配置することで、交流学級における個々のニーズに応じた支援体制を強化していく。 ②児童生徒の育成面では、人権教室や福祉体験学習に加え、校内に「人権コーナー」を設置して児童生徒の作品を展示するなど、日常的に人権意識を育む。教員に対しても、ロールプレイ等を用いた実践的な研修を通じ、適切な接し方の習得と資質向上を図る。	指導課
16	雨澤 正議員 (公明党議員団)	(7)学校給食について ・無償化にあたり、本市の現状と、これからの取組について伺う。	国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」につきましては、公立の小学校段階を対象に令和8年4月から実施され、食材費に充てる経費として、児童1人当たり月額5,200円を基準に、5月1日現在の在籍児童数に応じた額が給食を実施する市町村へ交付されることになっている。基準額で不足が見込まれる部分については、保護者から徴収することも可能ではあるが、保護者負担を求めることなく、市負担で賄うこととしている。 現時点では、中学生段階については、国の負担軽減措置の対象とされていないが、物価高騰分を市が負担することで保護者負担を据え置くこととしており、引き続き国の動向を注視していく。 学校給食は、単なる食事の提供にとどまらず、生きた教材として食育の重要な役割を担っている。本市ならではのメニューとして、贅沢たこめしやメヒカリフライ、湊のいかカレーやさつまいものスタミナサラダなど、地場産物をふんだんに取り入れた学校給食の提供を通じて、子どもたちが地域の産物に愛着を持ち、理解を深める機会となるよう努めるとともに、食材費の高騰が続く中でも、栄養価を保ち、工夫を凝らしながら、良質で特色のある給食を引き続き提供できるよう取り組んでいく。	保健給食課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
17	大久保 清美議員 (社民・立憲民主)	(4) 子育て環境の充実と生涯にわたる学びの推進について ①ICT教育の推進について	本市では、令和2年度より1人1台端末の整備を進め、ICT活用を推進している。検証については、全国学力・学習状況調査に加え、市独自のICT活用状況調査を実施し、実態把握と改善に努めている。調査では、授業でのICT活用は定着している一方、電子黒板やデジタル教科書の提示が中心で、児童生徒が主体的・協働的に活用する場面は十分とは言えない状況である。児童生徒は基礎的な活用スキルを身に付けつつあり、今後は思考力や表現力の向上につながる授業改善を進めていく。あわせて、ICT支援員による研修の充実、フィルタリングによる利用時間の管理、紙教材との適切な併用を図りながら、学びの質の向上に取り組んでいく。	指導課
18	大久保 清美議員 (社民・立憲民主)	②不登校対策について 1 教育相談員体制の見直しはどのような見直しなのか 2 教育研究所(いちよう広場)移転のメリット	1 これまで活動場所ごとに分かれていた「教育相談員」や「心の教室相談員」などの各種支援員を、令和8年度より「派遣型教育相談員」へ統合する。一人の支援員が学校と家庭の両方で活動できる体制に改め、情報共有の不足や担当変更による課題を解消する。併せて「教育相談コーディネーター」を新設し、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援の提供を目指す。 2 移転先となるヘルス・ケア・センターは市の中心部に位置し、バス等の公共交通機関を利用して各地域から通いやすい利点があると考え。また、施設内の「みんなの未来支援室」と連携することで、ソーシャルスキルトレーニング等の支援充実が期待できる。さらに、正面とは別の入り口から入室可能な構造となっており、利用する児童生徒の心理的負担を軽減できる点もメリットである。	指導課
19	大久保 清美議員 (社民・立憲民主)	③部活動の地域展開について 1 財政負担の主体と受益者の負担水準をどのように考えているか 2 年間の財政負担額の規模と本格実施後の中長期的な財政見通し 3 地域クラブの指導者をどのように確保・育成するのか 4 指導者が確保できなかった場合の活動種目の縮小や地域格差に対する対応策	1 地域展開を実現するための公的な支援は、支援内容により国・県・市が応分の負担をすることを国から示されている。参加費は、従来の部活動と同様、受益者負担が原則。国は、希望生徒全員が参加機会を得られるよう可能な限り低廉な参加費とするよう方針を示している。 2 想定される年間の財政負担額の規模は、令和8年度当初予算で、約3千8百万円を計上。平日の地域展開を含めた中長期的な財政見通しは、休日の地域展開の進展を見極めながら慎重に判断。 3 団体からの希望に応じて、兼職兼業を希望する教職員とのマッチングや県の人材バンクの活用を推進し、指導者の確保に努める。指導者の研修は、市に登録する指導者に対して研修会への参加を義務付け、安全管理やハラスメント防止について徹底していく。指導者の謝金等の処遇については、現時点では、市として統一する予定はなく、所属する活動団体の方針により異なる。 4 実施中の休日のプレ活動において、活動団体が不足している種目もある。生徒ができる限り希望する活動を行えるよう、実施会場を固定せず巡回させることや、移動負担を軽減するための会場分散などの工夫も検討していく。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	鵜澤 恵一議員	2. 通学路の安全確保について (2) 下校時の児童の安全対策について	<p>学校では、方面別の集団下校を実施している。不審者対策は、防犯の合言葉「いかのおすし」の使用と防犯ブザーの携行の指導を継続している。</p> <p>地域との連携による防犯体制強化では、「こどもを守る110番の家」に1299軒が登録されている。不審者の情報共有では、学校、青少年相談員、ひたちなか警察署と共有し事件等の未然防止に努めている。保護者への情報通知として「ホームアンドスクール連絡アプリ」を活用している。地域全体で情報共有できるネットワーク構築に努める。</p> <p>地域による下校時の見守りは地域差があるのが現状であるため、学校運営協議会等を通して好事例を紹介し、子どもたちが安心して登下校できる体制づくりに努める。</p>	指導課
2	宇田 貴子議員	<p>2 新中央図書館について (1) パブリック・コメントに対する回答の検討状況について</p> <p>パブコメで、実施設計の中で検討するとした意見について、その検討がどのようにされ、どのように実施設計に反映されたのか伺う。</p> <p>①建物の設計、内装、設備などハード面についての検討状況。 ②今後の運用にかかわることについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年実施した新中央図書館の基本設計に関するパブリック・コメントでは、21名の方から、91件の意見をいただいた。 ・意見の中には、すでに設計に反映されているものもあったが、今後、検討や参考とすることとした意見については、設計を進める中で可能な限り反映できるよう努めた。 ・具体的には、書架をはじめ、配置する家具に木材を多く使用することで、ぬくもりや温かみを感じられるようにすること、児童エリアには、クッション性のある床材を使用し、親子で安全かつ快適に過ごすことができるようにすることなど、意見を踏まえ、設計に取り入れることとした。 ・また、ゆとりを持たせた誰もが使いやすいトイレとすることや、給水機、コインロッカー、ボランティア活動に必要な洗面台の設置、また、デジタルサイネージの導入など、より利用しやすい図書館とするための設備についても、設計に反映させた。 ・今後は、シビックリングの効果的な活用方法や、館内でのイベントや展示のほか、ボランティアはじめ市民の方に協力をいただける仕組みづくりなど、運営に関する検討にあたって、いただいた意見を参考に進めていく。 	中央図書館
3	宇田 貴子議員	(2) 飲食スペースについて 公共図書館の飲食スペースについての市の考え方と運用についての今後の進め方について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食休憩エリアは、パブリック・コメントやワークショップなどにおいて、カフェの設置や親子で気軽に利用できる場とすることなど、多くの意見をいただき、ニーズが高いエリアであると認識している。 ・このため、カフェの導入により、来館者が増え、図書館の利用促進につながると考えている。 ・カフェ導入に向けては、今後、カフェの事業主体となるような方々に幅広くヒアリングを行う予定であり、引き続き、公園に面してテラス席を配置するなど、くつろいで過ごせるエリアとなるよう検討を進めていく。 ・また、カフェを利用しない方にとっても、手軽に利用できる自動販売機を設置するなど、利用者の利便性の向上につなげていく。 	中央図書館

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
4	宇田 貴子議員	(3) ボランティア室について ボランティア室は実施設計にあたって、ボランティアの当事者から直接意見をきいて詳細を決めていくことが必要と考えるが、その点についての考え、取り組みを伺う。	・新中央図書館では、読み聞かせをはじめ、館内の展示や講座など、様々な場面において、市民の方がボランティアとして参加できるような仕組みも検討していく予定である。 ・ボランティア活動などで使っていただく部屋の整備にあたっては、現在活動していただいている読み聞かせボランティアの方々をはじめ、今後、多くの方にボランティアに携わっていただけるよう、幅広く意見を伺い、必要となる備品や利用ルールなどについて検討していきたい。	中央図書館
5	宇田 貴子議員	(4) 図書館の社会教育施設としての機能の充実について パブコメでは、移動図書館や、コミセン・小中学校の図書室との連携、貸出・返却ができる仕組みの導入や高齢者施設等への訪問図書サービスなどの提案もあった。図書館の社会教育施設としての機能の充実を図ろうとすれば、前向きに検討していく必要があると考えるが、いかがか。	・社会教育施設である図書館についても、近年、情報化社会の進展や個人のライフスタイルの変化などにより、多様化する市民ニーズへの対応が求められている。 ・市立図書館では、これまでも多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、コミュニティセンターの図書室など、市内11か所に配本所を設けており、障がいのある方のご自宅へ本を届けるサービスも行っている。 ・また、大型絵本や紙芝居を保育所、幼稚園などに配送する「おはなしおとどけ便」や小学校での読書活動に活用できるよう、テーマに沿った図書をまとめて貸出しを行う「学校支援図書パック」といった取組も行っている。 ・令和7年度は、市内の小中学校に図書館の司書が出向き、読書の楽しさや大切さを伝える、ブックトークを開始し、今後拡充していきたい。 ・引き続き、学校やコミュニティセンターとの連携を図るとともに、様々な利用者のニーズを把握しながら、図書館サービスの更なる充実に努めていく。	中央図書館
6	宇田 貴子 議員	3. 義務教育に係る保護者負担の軽減について (1) 中学校入学時等に係る保護者負担について (2) 保護者負担の軽減について	中学校入学時に係る費用については、各学校指定の制服や体操服、教材などの購入費が10万円程度となっている。このほか、通学カバンや靴など個人で用意するものや、自転車通学の場合は自転車やヘルメットが必要になる。兄や姉のものを利用する場合もあり、家庭ごとに幅があるが、中学校入学時にはまとまった費用がかかることになる。 入学後に係る保護者負担については、学校行事として1, 2年生のいずれかで行われる校外学習のほか、3年生では修学旅行が実施されており、校外学習の費用は、日帰りの場合で約1万円、宿泊を伴うスキー合宿などの場合は4万円から5万円程度であり、修学旅行は約8万円かかる。中学1年生の冬にスキー合宿を行う学校では、入学後すぐに集金となる場合もあり、多くの家庭にとって学校行事に係る費用には負担感があると認識している。 保護者負担の軽減については、自治体ごとに考え方は様々であり、本市として、現時点で現金給付などの具体的な検討は行っていない。引き続き、統一の学校用品や校外学習の内容の見直しによる費用削減や、集金の分割回数増加による費用負担の平準化について、各学校に検討を働きかけていく。	学校管理課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
7	宇田 貴子議員	<p>4. 小学校給食の無償化をすべての児童に</p> <p>(1)食物アレルギーで給食を食べられない子どもについて</p> <p>(2)病気や不登校により学校を欠席している子どもについて</p>	<p>国による、学校給食費の抜本的な負担軽減については、令和8年4月から公立の小学校段階を対象に実施されることになっていて、児童1人当たり月額5,200円を基準とし、5月1日現在の在籍児童数に応じた額が給食を実施する自治体に交付され、食材費の支援に充てることとされている。</p> <p>この在籍児童数には、給食を喫食しない、食べない児童も含まれており、交付額の算定に反映されるが、非喫食者の取扱いは、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねられている。ひたちなか市には、食物アレルギーのほか、不登校、疾病等による療養、信仰上の理由などにより、給食を喫食しない児童が一定数いるが、基本的には、在籍する全ての児童がいつでも給食を喫食できる体制を整えている。しかしながら、重篤な食物アレルギーを有する児童については、個別の対応には限界があり、安全な給食の提供が困難であることから、弁当の持参をお願いしている。</p> <p>国の制度設計においては、必ずしも非喫食者への代替措置を求められてはいないが、市独自の取組として、食物アレルギーを原因に毎日弁当を持参する児童に対しては、交付金の基準額に相当する額の給付を実施したいと考えている。</p> <p>非喫食児童への支援につきましては、いずれの自治体においても生じる課題であり、全国一律の制度により行われるべきものと考えている。</p> <p>現時点では、食物アレルギーのみを給付対象として想定しているが、今後、支援対象の範囲や考え方に係る情報が国から示される予定となっていることから、不登校など、食物アレルギー以外の理由での非喫食児童への支援については、引き続き、これらの情報や他市町村の動向などを注視していく。</p>	保健給食課